

# 森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事試行要領

令和3年4月1日  
鹿児島県環境林務部

## (目的)

第1条 公共工事の品質を確保するためには、優れた技能と経験を有する技能者を将来にわたって確保・育成することが不可欠であることから、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の活用を促し、技能者の処遇改善及び中長期的な技能者の確保・育成に配慮することが求められている。

本要領は、CCUS活用拡大を図る「CCUS活用工事」の試行に当たり必要な事項を定めるものである。

## (用語の定義)

第2条 本要領において使用する用語の定義は以下のとおりとする。

- (1) 下請企業とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。  
ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
- (2) 技能者とは、元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。  
ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
- (3) CCUS登録事業者とは、元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
- (4) CCUS登録技能者とは、元請又は下請企業の技能者のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、技能者として本人情報を登録し、就業履歴情報を蓄積するCCUSの利用者をいう。
- (5) 登録事業者率とは、CCUS登録事業者の数／元請、下請企業の数を用いる。
- (6) 登録技能者率とは、CCUS登録技能者の数／技能者の数を用いる。
- (7) 就業履歴蓄積率とは、建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数を用いる。
- (8) カードリーダーとは、CCUSに対応したICカードリーダーをいう。
- (9) 現場利用料（カードタッチ費用）とは、CCUSのシステム利用料のうち、技能者の就業履歴回数（カードタッチ）毎に発生する料金であり、元請として現場を登録する事業者が支払いを行う費用のことをいう。

## (CCUS活用工事の試行内容)

第3条 CCUS活用工事は、以下のとおり試行する。

### (1) 対象工事

鹿児島県環境林務部の令和3年6月1日以降の指名通知又は公告の発注工事のうち、受注者が希望する森林土木事業に係る工事を対象とする。

## (2) 試行内容

(1) の対象工事において、受注者が工事着手前に発注者に対してCCUSの活用に取り組む旨を希望した場合は、発注者は、下表のとおり指標ごとの目標基準を指定するものとし、当該基準を全て達成した場合は、工事成績評定に基づく工事成績評定点について加点を行うものとする。

指標	基準
平均登録事業者率	70%
平均登録技能者率	60%
平均就業履歴蓄積率	30%

## (3) 基準の達成状況の確認方法

発注者は、受注者に対して2に掲げる各指標に係る基準の達成状況を記載した資料の提出を求めることにより、目標基準の達成状況を確認するものとする。

## (4) 工事成績評定への反映

受注者が(2)に掲げる全ての指標に係る基準を達成した場合は、工事成績評定要領の別紙における考査項目「創意工夫」において、評価するものとする。

## (5) 未達成項目の報告等

受注者が(2)に掲げるいずれかの指標に係る基準を達成しなかった場合は、工事名、未達成の項目、要因及び改善策(別紙1)を工事完成書類提出時に発注者に報告させるものとする。

## (6) 特記仕様書への明示

CCUS活用工事の対象工事は、下記の例に従い、特記仕様書においてその旨を明らかにするものとする。

## 附則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

【例】

第〇条 CCUS活用工事

- 1 本工事は、建設キャリアアップシステム（以下「CCUS」という。）の普及促進を目的としたCCUS活用工事の対象である。受注者がCCUS活用に取り組む旨を希望した場合にCCUS活用試行工事となり、発注者が指定した指標毎の基準を受注者が全て達成した場合は、工事成績評価において評価するものとする。
- 2 受注者は、契約後速やかにCCUS活用の意思を工事打合せ簿により通知すること。
- 3 受注者（2の通知を行った受注者をいう。以下この条において同じ。）は、CCUSに本工事の建設現場に係る情報の登録を行うとともに、建設キャリアアップカードのカードリーダーを設置する。
- 4 本条において使用する用語の定義は、以下のとおりとする。
  - （1）下請企業とは、建設業法（昭和24年法律第100号）第2条第5項に規定する下請負人のうち、工事において施工体系図への記載が求められるものをいう。  
ただし、一人親方及び当該工事現場での施工が2週間以内の企業を除く。
  - （2）技能者とは、元請又は下請企業の従業員で、建設技能者として就労する者をいい、一人親方を含む。ただし、当該工事現場での就業が2週間以内の者を除く。
  - （3）CCUS登録事業者とは、元請又は下請企業のうち、一般財団法人建設業振興基金に対し、事業者として自社の情報、雇用する技能者に関する情報又は建設現場に係る情報を登録するCCUSの利用者をいう。
  - （4）登録技能者率とは、CCUS登録技能者の数／技能者の数をいう。
  - （5）就業履歴蓄積率とは、建設キャリアアップカードのカードリーダーへのタッチ等をして工事現場へ入場した技能者の数／工事現場へ入場した技能者の数をいう。
- 5 受注者が、本工事期間中において、登録事業者率70%以上、登録技能者率60%以上及び就業履歴蓄積率30%以上（以下「基準」と総称する。）を全て達成した場合は、発注者は、考査項目「創意工夫」において評価する。
- 6 受注者は、本工事期間中において、5の基準のいずれかが未達成の場合は、別紙1の様式に、当該工事名、未達成の項目、要因及び改善策を記載し、工事完成書類提出時に発注者に報告すること。
- 7 カードリーダーの設置費用や現場利用料（カードタッチ費用）等、本試行工事に伴う一切の費用は設計変更の対象としない。

【別紙1】

森林土木工事建設キャリアアップシステム活用工事報告書

工事名	令和 年度完成	
項目名	未達成の要因	改善策
登録事業者率		
登録技能者率		
就業履歴蓄積率		

※目標基準のいずれかが未達成の場合，本様式を工事完成書類に添付し，発注者に提出すること。